公益財団法人豊田市学校給食協会
次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と家庭生活が充実できる働きやすい雇用環境の整備をすることで、すべての職員が就業を継続してその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和７年 11 月１日から令和 10 年３月 31 日までの３年間

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく内容と実施時期

目標１「子の看護等休暇取得促進のための措置を実施する」

・令和７年１１月～　　・子の看護等休暇取得対象職員及び取得状況の把握
　　・実施に向けての検討
・令和８年　４月～　　・対象職員へ向けて子の看護等休暇を再周知

目標２「年次有給休暇取得日数１３日/年以上取得率を 100%に引き上げる」

・令和７年４月～令和 10 年３月まで月次で年休管理し、取得率が 100%に向上するよう職員に働きかける。

目標３「男性の育児休業取得日数を１４日以上とする」

・令和７年 11 月～　　育児休業制度の周知を強化し、男性の平均育児休業取得日数を１４日以上とする。

目標４「フルタイムで働く職員の時間外労働時間を１人あたり３時間/年削減」

令和６年度 年間時間外労働 1,281 時間について
・令和７年１１月～令和８年３月末
　削減に向けた具体策を検討し、職員に周知
・令和８年　４月～ 令和 10 年３月末
　月次で進捗を確認し、年間 1,053 時間に削減

3.女性活躍推進法に基づく数値目標及び取組内容と実施時期

目標１「採用１年以内の限定職員定着率を 60%（R5 年度）から 70%にする」

・令和７年１１月～　　・定着率の把握（年度ごとに測定）
　　・新規採用者へ就労開始後の定期的な面談の実施

目標２「雇用環境整備士資格者を令和 10 年３月までに１人以上設置する」

・令和８年　４月～　　・実施に向けての検討